



スカパーJSAT

PAD-Q-第02-001号

# ライブコムサービス 契約約款細則

第1版  
(平成14年8月)

スカパーJSAT株式会社

## ライブコムサービス契約約款細則 目次

細 則	-----	1
1	専用契約に基づく権利の譲渡	----- 1
2	専用契約者の地位の承継	----- 1
3	専用契約者の氏名等の変更	----- 1
4	契約者設備等の設置場所等の提供	----- 1
5	電気の提供	----- 1
6	自営端末設備の接続	----- 1
7	自営端末設備に異常がある場合等の検査	----- 2
8	自営電気通信設備の接続	----- 2
9	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	----- 2
10	電気通信設備の維持	----- 2
11	資料の提出	----- 3
12	時計、業務書類等の備えつけ	----- 3
13	トランスポンダ技術仕様	----- 3
14	ライブコムサービスに係る技術資料の項目	----- 3
附 則	-----	4

## 細 則

## 1 専用契約に基づく権利の譲渡

- (1) ライブコムサービス利用権(専用契約者が専用契約に基づいてライブコムサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- (2) ライブコムサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により請求していただきます。なお、当事者は衛星通信専用サービス利用権の譲渡に係る日本国の法令に基づく所要の手続きが必要となるときは、当事者の責任と負担においてその手続きを実施していただきます。
- (3) 当社は、前項の規定によりライブコムサービス利用権の譲渡の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承認します。
  - ア ライブコムサービス利用権を譲り受けようとする者が、料金又はその他の支払いを現に怠り、又は怠る恐れのあるとき。
  - イ ライブコムサービス利用権を譲り受けようとする者が、その専用回線と接続される他社接続回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき。
  - ウ ライブコムサービス利用権の譲渡により、当社の業務の遂行上著しい支障が生じるとき。
- (4) ライブコムサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、専用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

## 2 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 前号の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前号の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

## 3 専用契約者の氏名等の変更

専用契約者は、その氏名もしくは名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

## 4 契約者設備等の設置場所等の提供

契約者設備等を設置するために必要な場所及び施設は、専用契約者に提供していただきます。

## 5 電気の提供

契約者設備等に必要な電気は、専用契約者に提供していただきます。

## 6 自営端末設備の接続

- (1) 専用契約者は、地球局設備等に自営端末設備を接続する場合、または地球局設備等に接続されている電気通信設備を介して地球局設備等に自営端末設備を接続する場合は、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、次の場合を除いてその請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その地球局設備等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、地球局設備等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他ライブコムサービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) 第(1)号の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を地球局設備等から取りはずしていただきます。

## 8 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、地球局設備等に自営電気通信設備を接続する場合、または地球局設備等に接続されている電気通信設備を介して地球局設備等に自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しない場合を除いて、その請求を承諾します。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その地球局設備等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

地球局設備等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他ライブコムサービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、細則7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

## 10 電気通信設備の維持

当社は、ライブコムサービスの提供に係る当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年総務省令第30号。以下「事業用電気通信設備規則」といいます。)に適合するよう維持します。

11 資料の提出

専用契約者は、ライブコムサービスの提供に係る受信専用設備に関し、当社が事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたっては、その受信専用設備に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。

12 時計、業務書類等の備えつけ

専用契約者は、ライブコムサービスの提供に係る地球局及び受信専用設備に関し、電波法第60条の規定に基づき必要とされる時計、業務書類等を専用契約者の責任と負担において備えつけていただきます。

13 トランスポンダ技術仕様

トランスポンダの性能は、次のとおりとします。

トランスポンダの性能は、次のとおりとします。

項 目	性 能
トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力(EIRP)	52.0dBW以上
トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度(SFD)	-103.3dBW/m <sup>2</sup> 以下
人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比(G/T)	8.5dB/K以上
備考	
1 トランスポンダの性能の測定は、当社の横浜衛星管制センターに設置された中継器特性測定装置(ATS)及び北緯35度30分07秒、東経139度31分06秒に設置された地球局設備を使用して行います。	
2 EIRPとSFDの測定は、単一の搬送波を使用します。	
3 SFDの測定値は、トランスポンダごとの可変減衰器による減衰量を0dBとしたときの値とします。	

14 ライブコムサービスに係る技術資料の項目

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ライブコムサービスの概要</li> <li>2 専用回線の構成</li> <li>3 回線設計において考慮すべき基本的な事項</li> <li>4 人工衛星の主要性能</li> <li>5 ライブコムサービスに係る専用回線の保守</li> </ol> |
|--|

附 則

(実施期日)

この細則は、平成14年8月20日から実施します。

---

資料名 ライブコムサービス契約約款細則  
平成 14年 8月 20日 第1版

資料番号 PAD-Q-第02-001号

スカパー - J S A T 株 式 会 社  
東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4

T E L : 0 3 - 5 5 7 1 - 7 7 7 0

---

(不許複製、禁転載)